

香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程施行規程をここに公布する。

令和7年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第7号

香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県広域水道企業団職員等の旅費に関する規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第4号。以下「旅費規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、旅費規程で使用する用語の例による。

(鉄道賃に係る鉄道)

第3条 旅費規程第8条第1項の企業長が定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第4条 旅費規程第9条第1項の企業長が定めるものは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第5条 旅費規程第10条第1項の企業長が定めるものは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(宿泊費基準額等)

第6条 旅費規程第12条本文の企業長が定める額は、別表のとおりとする。

2 旅費規程第12条ただし書の企業長が定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 催物の開催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第5号）、香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第6号）又は香川県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第2号）の適用を受ける者（以下この号において「特別職の職員等」という。）の旅行に同行する者が特別職の職員等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営に支障があるとき。
- (3) 公務の円滑な運営に支障がない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
（転居費の算定方法等）

第7条 旅費規程第15条の企業長が定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が、運送業者が家財の運送を行うものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。
- 2 前項の規定による算定に当たっては、旅費規程の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の企業団経費による支給が適当でない費用として企業長が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が企業団以外の者から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くものとする。

（退職者等の旅費の細則）

第8条 旅費規程第18条第1項の企業長が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 旅費規程第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
 - ア 職員が出張のため内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のため内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 旅費規程第3条第2項第2号の規定により旅費を支給する場合には、赴任の例に準じ、旧在勤地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族の旅費の細則)

第9条 旅費規程第19条の企業長が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 旅費規程第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のため内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 旅費規程第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、旅費規程第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
(在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第10条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(年度経過等による区分)

第11条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 第8条及び第9条の規定は、この規程の施行の日以後の退職等又は死亡に係る旅費について適用し、同日前の退職等又は死亡に係る旅費につ

いては、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円

静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円

鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円